

市内の認定こども園の預かり保育・一時預かり・病児保育利用の場合 (2号・3号認定を受けている方は対象外)



3歳～5歳

保育の必要性の
認定事由に該当
する子供

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いて
いる家庭
- など

利用

認定こども園(教育部分)の
預かり保育

認定こども園(教育部分)の利用に加え、
月額11,300円まで無償

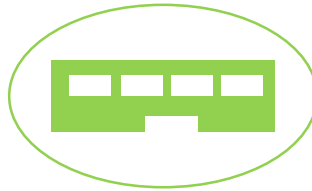
利用
(複数利用)

一時預かり事業、病児保育事業など

月額37,000円まで無償

施設から
市へ利用料請求

市から施設へ給付
(法定代理受領)



五島市



※五島市外の施設を利用した場合は、事前に五島市への申請が必要

※ 市税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。

(注1) 認定こども園(教育部分)の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、五島市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

問い合わせ先: 五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班

TEL: 0959-74-5831